

2019年5月17日

各 位

会社名 株式会社サンウッド
代表者名 代表取締役社長 佐々木 義実
(JASDAQ・コード8903)
問合せ先 取締役管理本部長 澤田 正憲
電話 03-5425-2661

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、2019年6月20日開催予定の第23回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、現行定款第6条（発行する株式の総数）について、発行可能株式総数を現行の6,400,000株から18,000,000株に変更するものであります。
- (2) その他、会社設立時に設けた付則及びそれに伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2019年6月20日
定款変更の効力発生日	2019年6月20日

以 上

〈別 紙〉

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>6,400,000株</u> とする。</p> <p>第7条～第39条 (条文省略)</p> <p><u>以上、株式会社サンウッド設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。</u></p> <p><u>平成9年2月21日</u></p> <p><u>発起人 中島 正章</u></p> <p><u>平成9年2月21日 作成</u></p> <p><u>平成9年2月21日 公証人認証</u></p> <p><u>平成9年2月21日 会社成立</u></p> <p><u>平成9年2月27日 創立総会、第30条変更</u></p> <p><u>平成9年4月2日 臨時株主総会、第5条、第7条、第16条、第18条、第21条変更</u></p> <p><u>平成9年6月30日 定時株主総会、第2条変更</u></p> <p><u>平成12年12月20日 臨時株主総会、第1条、第2章、第5条、第8条、第15条、第16条、第17条、第4章、第18条、第19条、第20条1項、第20条2項、第21条、第24条、第5章、第25条、第26条変更、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第17条、第18条、第22条、第23条2項、第23条3項、第5章、第25条、第26条、第27条、第28条、第31条新設、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第20条2項、第20条4項、第22条、第23条、第26条2項、第6章削除</u></p> <p><u>平成14年2月7日 臨時株主総会 第4条、第16条、第22条、第27条、第28条、第29条変更、第6条、第8条、第9条、第10条削除</u></p> <p><u>平成14年6月28日 定時株主総会 第9条、第13条、第14条、第23条、第26条、第27条変更、第6条、第28条削除</u></p> <p><u>平成15年3月10日開催の取締役会決議により、平成15年5月20日付で第5条変更</u></p> <p><u>平成15年6月27日 定時株主総会 第6条、第7条3項、第8条1項、第15条2項、第22条2項変更、</u></p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>18,000,000株</u> とする。</p> <p>第7条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>第11条2項、第20条、第25条、第26条、第27条新設</u></p> <p><u>平成16年6月29日 定時株主総会 第6条新設</u></p> <p><u>平成16年9月13日開催の取締役会決議により、平成16年11月19日付で第5条変更</u></p> <p><u>平成18年6月29日 定時株主総会 第4条、第7条、第14条、第22条2項、第23条、第34条2項新設、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第15条、第16条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条1項、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条1項、第35条、第36条、第37条、第38条変更</u></p> <p><u>平成21年6月25日 定時株主総会 第7条削除（以下、条数の繰上げ）、第8条、第9条変更</u></p> <p><u>平成25年2月14日開催の取締役会決議により、平成25年4月1日付で第6条変更、第7条新設（以下、条数の繰下げ）</u></p> <p><u>平成26年6月26日 定時株主総会 第35条新設（以下、条数の繰下げ）</u></p>	

以上